

# 就労支援事業所 リベラインダストリア

## (就労継続支援 B 型事業所) 利用契約書

様 (以下「利用者」という。) と特定非営利活動法人リベラインダストリア (以下「事業者」という。) は、利用者に対し提供する就労継続支援 B 型事業について、次のとおり契約します。

### (契約の目的)

第 1 条 この契約は、障害者総合支援法等関係法令の理念に則り、雇用契約に基づく就労が困難である利用者に対して、就労の機会を提供するとともに、個別支援計画に基づき、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を、適切かつ効果的に行うことを目的とします。

### (契約期間)

第 2 条 この契約の期間は、令和\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日からとします。ただし、利用者から契約終了の申し出がない場合、かつ訓練等給付費支給期間が更新された場合、契約は自動更新されるものとします。

### (個別支援計画)

第 3 条 サービス管理責任者は、利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし、適切な支援内容の把握に基づき到達目標を設定し、個別支援計画を作成します。

- 2 個別支援計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を得るものとします。
- 3 個別支援計画作成後、6 ヶ月に一回以上定期的に個別支援計画実施状況の把握を行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については、利用者とその家族に対し説明し、文書により同意を得るものとします。

### (サービス内容)

第 4 条 事業者は、個別支援計画に基づいて「重要事項説明書」に記載されている以下のサービスを提供します。

- 2 サービス提供は、事業所の職業指導員・生活支援員等の従事者があたります。
- 3 サービスの提供にあたっては利用者の心身の状況に応じ自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術を持って行います。
- 4 利用者の意思と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、サービスを提供します。

相談及び援助	利用者及びその家族が希望する生活や、利用者の心身の状況を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
就労訓練	一般就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。特に生産活動においては、様々な作業に取り組む機会を作り、利用者の職業スキルや体力の向上に努めることとします。
生産活動	<p>利用者の障害の特性を踏まえ、生産活動の機会を提供します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.製造 自動車の燃料パイプ加工 リング入れ作業 企業からの請負作業 など（所内）</li> <li>2.清掃 商業施設のトイレ・駐車場清掃 マンション共用部の清掃 など（施設外）</li> <li>3.農業 自主農園（リベラファーム）での作業 近隣農家・JAからの請負作業 など（施設外）</li> </ol>
施設外就労 （施設外支援）	個別支援計画に基づき、利用者の希望や適性を踏まえ、就労や自立に必要な知識やスキルを身につける場として、施設外就労（施設外支援）の場を設けます。
健康管理	利用者の健康状況を常に注意するとともに、必要に応じて服薬や通院状況について確認します。
保護者会活動	利用者の状況や事業所の活動について報告する場、家族の交流の場として毎月1回保護者会を開催します。また、利用者の活動への参加する場も設けます。
就労支援	一般就労（外部就労）を希望する利用者については、法人内及び関連法人、関係機関と連携した支援を行います。また、就労後の相談や支援にも対応します。
全体活動 特別活動	<p>利用者の就労、社会的自立の実現に向けて必要な知識やスキルの習得、課題の改善を目的に、様々な体験活動の場を提要しています。医師等から活動への参加を制限されている場合をのぞき、原則として参加するようお願いします。</p> <p>※ 活動内容</p> <p>全体活動 合唱・ソーシャルスキルトレーニング など 特別活動 歩行者天国・キャンプ・芸術発表会・修了式 など</p> <p>※ 改善する課題</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① コミュニケーションに関する課題</li> <li>② 感情・行動・体調のコントロールに関する課題</li> </ol>

	③ 集団参加に関する課題 ④ ネガティブな認知に関する課題 (こだわり・思い込み・自己否定・他者批判 など) ⑤ 就労・社会的自立に関する知識・経験の不足に関する課題
その他	その他、利用者の状況にあわせて、必要な支援を行います。

(利用料金)

第5条 利用者は、訓練等給付費対象サービス内容の料金（厚生労働大臣の定める額）の所定の利用者負担額を支払います。ただし、訓練等給付費等については、事業者が市町村から代理受理した場合は、利用者は直接支払う必要はありません。

- 2 事業者は、利用者が訓練等給付費対象外サービス内容を受ける場合は料金を請求します
- 3 事業者は、サービス利用に当たって、あらかじめ利用者に対しサービス内容及び料金についての説明を行い、利用者の同意を得ます。

(利用料の支払い方法)

第6条 利用者は前条に定める利用料金を月ごとに支払います。

- 2 事業所は当月の利用料金合計額の請求書を翌月 10 日までに利用者にお渡しします。
- 3 利用者は当月の利用料金合計額を翌月末日までに支払います。

(生産活動と工賃の支払い)

第7条 事業者は、個別支援計画において生産活動の内容を定め、利用者に対して生産活動の機会を提供します。

- 2 作業時間、作業量が利用者に過重な負担とならないように配慮します。
- 3 生産活動の機会の提供にあたっては、防塵設備又は消火設備など安全に配慮します。
- 4 事業者は、生産活動における事業収入から必要経費を控除した額に相当する工賃を生産活動に従事された利用者支払います。

(説明義務)

第8条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

(相談及び援助)

第9条 事業者は利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談・助言・援助を行います。

(安全配慮義務)

第 10 条 事業者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じています。

(緊急時の援助)

第 11 条 事業者は、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

- 2 前項のほか、利用中に利用者の心身の状態が変化した場合、利用者及びその家族が指定する者に速やかに連絡します。

(身体拘束の禁止)

第 12 条 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急、やむを得ない場合を除いて、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

(虐待防止のための措置)

第 13 条 事業者は、利用者に身体的、精神的苦痛等の虐待を防止するため、責任者を設置し、サービス提供担当者に虐待防止啓発のための定期的研修を実施します。

(秘密保持)

第 14 条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族の秘密を保持します。

- 2 事業者の職員であったものについて、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。
- 3 事業者は、他の指定障害サービス事業者に対し、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ利用者の同意を得ます。

(苦情解決)

第 15 条 利用者及びその家族は、事業者が提供したサービスに関して苦情がある場合は、いつでも「重要事項説明書」に記載されている苦情相談担当窓口にて苦情を申し立てることができます。

- 2 事業者は、苦情が申し立てられた時は、速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族に報告します。
- 3 事業者は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合に、これを理由として利用者に対し、不利益となるような対応はしません。

(契約の終了)

第 16 条 利用者は、就労支援事業所リベラインダストリア（就労継続支援 B 型事業所）の利用の契約を終了する場合は、20 日以上予告期間をおいて文書で事業者に通知することによりこの契約を解除することができます。

2 また、事業者もしくはサービス提供担当職員が以下の事項に該当する行為を行った場合には、利用者はただちに契約を解除することができます。

- (1) 事業者もしくはサービス提供職員が正当な理由なく契約に定める障害福祉サービスを実施しない場合
- (2) 事業者が守秘義務に違反した場合
- (3) 事業者が社会通念に逸脱する行為を行った場合
- (4) 他の利用者が利用者の生命・身体・財物・信用を傷つけた場合、もしくは傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

3 事業者は、やむを得ない事情がある場合には、利用者に対し、30 日間の予告期間を置いて理由を示した文書で通知することによりこの契約を解除することができます。但し、利用者が以下の事由に該当する場合には、ただちに契約を解除することができます。

- (1) 利用者が事業所に支払うべきサービス利用料金を 3 ヶ月以上滞納し期間を定め再三催告したにもかかわらず支払わない場合
- (2) 利用者が、故意または重大な過失により事業者もしくはサービス提供職員に生命・身体・財物・信用を傷つけることなどによって、契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ、その状況の改善が見込めない場合
- (3) 利用者がこの契約を継続しがたいほどの背信行為を行ったと認めた場合
- (4) 天災、災害その他やむを得ない理由により事業所を利用させることが出来ない場合
- (5) 利用者が死亡した場合。

(損害賠償)

第 17 条 事業者は、サービス提供によって事故が生じた場合には、速やかに関係市町及び利用者の家族などに連絡して必要な措置を講じます

2 事業者は、サービスを提供するにあたって、事業者の責と帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合には、速やかに賠償します。

(身元保証人)

第 18 条 事業者は、利用者に対し、身元保証人を求めることがあります。但し、利用者に身元保証人をたてることができない相当の事由が認められる場合はその限りではありません。

2 身元保証人は、次の各号の責任を負います。

- (1) 利用者の責により事業者に損害を与えた場合、利用者と連携し当該損害を賠償すること。
- (2) 契約解除または契約終了の場合、利用者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。

(協議事項)

第 19 条 契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者総合支援法等の関係諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書 2 通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各 1 通を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業者名 特定非営利活動法人リベラインダストリア

事業所住所 静岡県三島市本町 12 番 4 号

代表者氏名 理事長 三好 徹史 印

利用者住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

本人との続柄 \_\_\_\_\_